

## 改定前

## 第13条（個人信用情報機関の利用および登録）

1.本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。

(1)本会員等の支払能力の調査のために、当社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等および当該本会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。

(2)加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本条3項の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。

(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、以下に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本条第3項の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

## 改定後

## 第13条（個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および登録個人信用情報機関への信用情報の提供等）

1.本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員加盟事業者」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）をいう。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のとおりことに同意します。

(1)当社が、本会員等の支払能力の調査の本人を特定するために情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、当社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等および当該本会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。

(2)加盟(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に、本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。

(3)当社が本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報である個人情報および当該機関が独自に収集した情報が（本条末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間登録されることで保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。

①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。

ア. 上記(3)により、当社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報

イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報

ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報

②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。

ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理

イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

ウ. ③に基づく信用情報の提供

③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（本会員等顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法およびまたは貸金業法等により、支払能力に関する基づく加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることとします。

(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、以下に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本条第3項の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

## 改定前

## 【加盟個人信用情報機関】

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

- (株)シー・アイ・シー (割賦販売法に基づく指定信用情報機関)  
(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階

お問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

## 【個人信用情報機関 (株)シー・アイ・シー) と提携する個人信用情報機関】

## ①全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

## ②(株)日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

3.上記第2項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関 (株)シー・アイ・シー) に登録する情報および登録期間は下記の表に記載の通りです。

## 【登録情報および登録期間】

| 登録情報  | 登録期間                                 |
|---|--------------------------------------|
| ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先の電話番号、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報                                    | 左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間             |
| ②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申込の事実   | 当該利用日より6か月間                          |
| ③ 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報 | 契約期間中および契約終了日 (完済していない場合は完済日) から5年以内 |
| ④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨  | 当該調査中の期間                             |
| ⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報   | 登録日より5年以内                            |

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中に登録されます。

## 改定後

## 【加盟個人信用情報機関】

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

- (株)シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)  
(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階

お問い合わせ先：0120-810-414 電話番号 0570-666-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

## 【加盟個人信用情報機関 (株)シー・アイ・シー) と提携する個人信用情報機関】

## ①全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先：電話番号 03-3214-5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

## ②(株)日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問い合わせ先：電話番号 0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

3.上記第2項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関 (株)シー・アイ・シー) に登録する情報および登録期間は下記の表に記載の通りです。※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。※東武マーケティング(株) (当社) の加盟個人信用情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、(株)シー・アイ・シー (CIC) となります。

## 【登録情報および登録期間】

| 登録情報   | 登録期間                                 |
|--|--------------------------------------|
| ①本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報本人確認書類の記号番号等)   | 左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間             |
| ②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申込の事実本契約の申し込みに係る事実 (加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)  | 当該利用照会日より6か月間                        |
| ③ 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報 本契約に係る事実 (入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実) | 契約期間中および契約終了日 (完済していない場合は完済日) から5年以内 |
| ④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨   | 当該調査中の期間                             |
| ⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報  | 登録日より5年以内                            |

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中に登録されます。

## 改定前

### 第21条（ショッピングの利用）

10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第19条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。

### 第31条（CD・ATMでの利用）

会員は、当社と提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内の当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいう。）を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

### 第32条（約定支払日と口座振替）

1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。

6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

### 第37条（取引の制限等）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、これらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

## 改定後

### 第21条（ショッピングの利用）

10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、射幸性のある商品等、その他当社所定の一部の商品・権利の購入および電子マネー役務の入金等提供については、第19条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。

### 第31条（CD・ATMでの利用）

会員は、当社と提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、(1)(2)においては貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内の当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」および「<繰上返済方法>」に定めるものをいう。）を、(3)においては当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「<繰上返済方法>」に定めるものをいう。）を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

### 第32条（約定支払日と口座振替）

1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日以降等にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。

6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCB当社が定めるものとし、指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

### 第37条（取引の制限等）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、これらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。）場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

(7)第21条第10項に該当した場合

## 改定前

ショッピングリボ払いのご案内  
1.毎月のお支払い元金

|                   | 締切日(毎月15日)のご利用残高    |                 |                   |        |     |
|-------------------|---------------------|-----------------|-------------------|--------|-----|
|                   | 10万円以下              | 10万円超<br>50万円以下 | 50万円超<br>100万円以下  | 100万円超 |     |
| 全額コース             | 締切日(毎月15日)のご利用残高全額  |                 |                   |        |     |
| 定額コース             | ご指定の金額(5千円以上1千円単位)* |                 |                   |        |     |
| 残高<br>スライド<br>コース | ゆとりコース              | 5千円             | 1万円               | 1万5千円  | 2万円 |
|                   | 標準コース               | 1万円             | 10万円超10万円ごとに1万円加算 |        |     |
|                   | 短期コース               | 2万円             | 10万円超10万円ごとに2万円加算 |        |     |

\*カード券種によって異なる場合があります。※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。※指定する欄がない、もしくはご指定いただいていない場合〔A〕もしくは〔B〕となります。:〔A〕新規ご入会の場合は定額コース1万円とさせていただきます。〔B〕新カードへお切り替えの場合は、お切り替え前の設定元金が引き継がれます。※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

## 2.手数料率

実質年率13.20～15.00% ※左記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。※会員規約および特約(ショッピング利用代金の支払区分)に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。〔初回のご請求〕実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日〔2回目以降のご請求〕実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

## 3.お支払い例

・定額コース1万円、実質年率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合(1)8月10日のお支払い①お支払い元金 10,000円②手数料 747円(7万円×15.00%×26日÷365日)③8月10日の弁済金 10,747円(①+②)(2)9月10日のお支払い①お支払い元金 10,000円②手数料 764円(6万円×15.00%×31日÷365日)③9月10日の弁済金 10,764円(①+②)

## 改定後

ショッピングリボ払いのご案内  
1.毎月のお支払い元金

|                   | 締切日(毎月15日)のご利用残高    |                 |                   |        |     |
|-------------------|---------------------|-----------------|-------------------|--------|-----|
|                   | 10万円以下              | 10万円超<br>50万円以下 | 50万円超<br>100万円以下  | 100万円超 |     |
| 全額コース             | 締切日(毎月15日)のご利用残高全額  |                 |                   |        |     |
| 定額コース             | ご指定の金額(5千円以上1千円単位)* |                 |                   |        |     |
| 残高<br>スライド<br>コース | ゆとりコース              | 5千円             | 1万円               | 1万5千円  | 2万円 |
|                   | 標準コース               | 1万円             | 10万円超10万円ごとに1万円加算 |        |     |
|                   | 短期コース               | 2万円             | 10万円超10万円ごとに2万円加算 |        |     |

\*2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、プラチナ、ゴールドをお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。※新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

## 2.手数料率

|                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 2026年10月1日ご利用分から(※1) | 実質年率18.00%               |
| 2026年9月30日ご利用分まで     | 実質年率13.20～15.00%(※2)(※3) |

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(<https://www.tobucard.jp/>)で公表します。(※2)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。(※3)会員規約および特約(ショッピング利用代金の支払区分)に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。〔初回のご請求〕実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日〔2回目以降のご請求〕実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

## 3.お支払い例

定額コース1万円、実質年率18.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合(1)8月10日のお支払い①お支払い元金 10,000円②手数料 897円(70,000円×18.00%×26日÷365日)③8月10日の弁済金 10,897円(①+②)(2)9月10日のお支払い①お支払い元金 10,000円②手数料 917円(60,000円×18.00%×31日÷365日)③9月10日の弁済金 10,917円(①+②)

改定前

ショッピング分割払いのご案内

1. 手数料率

実質年率12.00～15.00%[月利1.00～1.25%] ※左記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。

2. 支払回数表 実質年率15.00%の場合

|                                 |       |       |       |       |       |
|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支払回数                            | 3回    | 5回    | 6回    | 10回   | 12回   |
| 支払期間                            | 3ヵ月   | 5ヵ月   | 6ヵ月   | 10ヵ月  | 12ヵ月  |
| 割賦係数                            | 2.51% | 3.78% | 4.42% | 7.00% | 8.31% |
| (ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額) | 251円  | 378円  | 442円  | 700円  | 831円  |

|                                 |        |        |        |        |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 支払回数                            | 15回    | 18回    | 20回    | 24回    |
| 支払期間                            | 15ヵ月   | 18ヵ月   | 20ヵ月   | 24ヵ月   |
| 割賦係数                            | 10.29% | 12.29% | 13.64% | 16.37% |
| (ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額) | 1,029円 | 1,229円 | 1,364円 | 1,637円 |

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。※実質年率が15.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

3. お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合 A. 上表に基づく手数料総額100,000円×7.00%=7,000円 B. 上表に基づく支払総額100,000円+7,000円=107,000円 ※1 C. 毎月の支払額107,000円÷10回=10,700円※2(ただし、初回10,518円※3、最終回10,699円※4) D. 分割支払金合計額10,518円(初回)+10,700円×8(第2回～第9回)+10,699円(最終回)=106,817円※1 [D. 分割支払金合計額]は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。) ※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。 ※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。月利計算の手数料 100,000円×1.25%=1,250円 初回支払元金 10,700円-1,250円=9,450円 日割計算の手数料100,000円×15.00%×26日÷365日=1,068円(ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)初回支払額 9,450円+1,068円=10,518円※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回までの合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。 <例、第2回>初回支払後残高 100,000円-9,450円=90,550円 月利計算の手数料 90,550円×1.25%=1,131円 第2回支払元金 10,700円-1,131円=9,569円

ショッピングスキップ払いのご案内

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。手数料:ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。) 支払期間:54～239日

1. 手数料率

実質年率12.00～15.00%[月利1.00～1.25%] ※左記利率の範囲内で、設定となります。当社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されます。

2. お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合 <11月10日のお支払い>①お支払い元金 10,000円②手数料 375円(1万円×3ヵ月×(15.00%/12ヵ月))③11月10日の支払額(支払総額)10,375円(①+②)

改定後

ショッピング分割払いのご案内

1. 手数料率

|                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| 2026年10月1日ご利用分から(※1) | 実質年率18.00%[月利1.50%]                |
| 2026年9月30日ご利用分まで     | 実質年率12.00～15.00%[月利1.00～1.25%](※2) |

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(<https://www.tobucard.jp/>)で公表します。(※2)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。

2. 支払回数表および支払期間

3回(3ヵ月)～60回(60ヵ月)の各回(各月数) <ショッピング利用代金1万円あたりの分割払手数料の額の例> 実質年率18.00%の場合

|                             |       |       |        |        |        |
|-----------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 支払回数                        | 3回    | 10回   | 12回    | 18回    | 24回    |
| 支払期間                        | 3ヵ月   | 10ヵ月  | 12ヵ月   | 18ヵ月   | 24ヵ月   |
| 割賦係数                        | 3.01% | 8.43% | 10.02% | 14.85% | 19.82% |
| (ショッピング利用代金1万円あたりの分割払手数料の額) | 301円  | 843円  | 1,002円 | 1,485円 | 1,982円 |

|                             |        |        |        |        |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 支払回数                        | 30回    | 36回    | 48回    | 60回    |
| 支払期間                        | 30ヵ月   | 36ヵ月   | 48ヵ月   | 60ヵ月   |
| 割賦係数                        | 24.92% | 30.15% | 41.00% | 52.36% |
| (ショッピング利用代金1万円あたりの分割払手数料の額) | 2,492円 | 3,015円 | 4,100円 | 5,236円 |

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。 ※実質年率が18.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金1万円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

3. お支払い例

実質年率18.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合 A. 上表に基づく手数料総額100,000円×8.43%=8,430円 B. 上表に基づく支払総額100,000円+8,430円=108,430円 ※1 C. 毎月の支払額108,430円÷10回=10,843円※2(ただし、初回10,625円※3、最終回10,842円※4) D. 分割支払金合計額10,625円(初回)+10,843円×8(第2回～第9回)+10,842円(最終回)=108,211円 ※1 [D. 分割支払金合計額]は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。) ※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。 ※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。月利計算の手数料 100,000円×1.50%=1,500円 初回支払元金 10,843円-1,500円=9,343円 日割計算の手数料100,000円×18.00%×26日÷365日=1,282円(ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)初回支払額 9,343円+1,282円=10,625円 ※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回までの合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。 <例、第2回>初回支払後残高 100,000円-9,343円=90,657円 月利計算の手数料 90,657円×1.50%=1,359円 第2回支払元金 10,843円-1,359円=9,484円

ショッピングスキップ払いのご案内

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。手数料:ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。) 支払期間:54～239日

1. 手数料率

|                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| 2026年10月1日ご利用分から(※1) | 実質年率18.00%[月利1.50%]                |
| 2026年9月30日ご利用分まで     | 実質年率12.00～15.00%[月利1.00～1.25%](※2) |

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(<https://www.tobucard.jp/>)で公表します。(※2)上記利率の範囲内で、設定となります。当社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されます。

2. お支払い例

実質年率18.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合 <11月10日のお支払い>①お支払い元金 10,000円②手数料 450円(1万円×3ヵ月×(18.00%/12ヵ月))③11月10日の支払額(支払総額) 10,450円(①+②)

## 改定前

## 改定後

## 【繰上返済方法】

|                       | ショッピング<br>リボ払い | ショッピング<br>分割払い* | キャッシング回<br>払い(国内・海外) | キャッシング<br>リボ払い |                                     |
|-----------------------|----------------|-----------------|----------------------|----------------|-------------------------------------|
| 1. ATMによる<br>ご返済      | ○              | ×               | ×                    | ○              | 当社が指定するATM等から入金して返済する方法             |
| 2. 口座振替<br>によるご<br>返済 | ○              | ○               | ×                    | ○              | 事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法 |
| 3. 口座振込<br>でのご返<br>済  | ○              | ○               | ○                    | ○              | 事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法    |

\*全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。\*全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。\*一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。\*金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。

## 【繰上返済方法】

|                       | ショッピング<br>リボ払い | ショッピング<br>分割払い* | キャッシング回<br>払い(国内・海外) | キャッシング<br>リボ払い |                                     |
|-----------------------|----------------|-----------------|----------------------|----------------|-------------------------------------|
| 1. ATMによる<br>ご返済      | ○              | ×               | ×                    | ○              | 当社が指定するATM等から入金して返済する方法             |
| 2. 口座振替<br>によるご<br>返済 | ○              | ○               | ×                    | ○              | 事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法 |
| 3. 口座振込<br>でのご返<br>済  | ○              | ○               | ○                    | ○              | 事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法    |

当社が別途公表(<https://www.tobucard.jp/>)する日よりATM手数料が発生します。\*全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。\*全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。\*一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。\*上記「1.ATMによるご返済」の場合、ATM手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込))は会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。)\*金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。

| 改定前  | 改定後   |
|--|---|
| <p><b>東武カードMyJCB利用者規定</b></p> <p><b>前文</b><br/>—</p> <p><b>第1条（定義）</b></p> <p>1.「会員」とは、(1) 東武マーケティング株式会社（以下「当社」という）が発行するクレジットカード（以下「東武カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。</p> <p>2.「MyJCBサービス」（以下「本サービス」という。）とは、当社およびサービス提供会社である株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」という。）が、両社所定のWebサイト（以下「本Webサイト」という。）において提供する第4条の内容のサービスをいいます。</p> <p>3.「利用登録」とは、会員が両社 に対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。</p> <p>4.「利用者」とは、前項の利用登録を完了した会員をいいます。</p> <p>5.「登録情報」とは、利用者が利用登録時に両社に届け出たメールアドレス、秘密の合言葉（第2条第6項に定めるものをいう）その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。</p> <p>6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合言葉およびワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）の総称をいいます。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p><b>第2条（利用登録等）</b></p> <p>1. 利用登録を行うことができる者は、会員とします。</p> <p>2.本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、メールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みものとします。</p> <p>3.本規定を承認した会員は、併せて東武カードJ/Secure(TM)利用者規定に同意するものとします。</p> <p>4.両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあった東武カードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という。）を発行します。</p> <p>5.IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。IDの発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。</p> <p>6.利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合言葉」という。）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。</p> <p>7.利用登録は、東武カードごとに行うものとします。パスワードを登録した場合、従前のパスワードは効力を失うものとします。</p> <p>8.利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定の東武カードについては任意の中止はできないものとします。</p> | <p><b>前文</b></p> <p><b>本規定は、東武マーケティング株式会社（以下「当社」という）が発行するクレジットカード（以下「東武カード」という。）の貸与を受けた会員が、MyJCBサービスを利用する場合、当社とサービス提供会社である株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」という。）が会員に提供するサービスの内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。</b></p> <p><b>第1条（定義）</b></p> <p>1.「会員」とは、<del>(1) 東武マーケティング株式会社（以下「当社」という）</del>が発行する<del>クレジットカード（以下「東武カード」という）</del>の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。</p> <p>2.「MyJCBサービス」（以下「本サービス」という。）とは、<del>当社およびサービス提供会社である株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」という。）</del>が、<del>両社</del>が両社所定のWebサイト（以下「本Webサイト」という。）において提供する第4条の内容のサービスをいいます。</p> <p>3.「利用登録」とは、<del>会員が両社 に対して、</del>本サービスの利用を申込み、両社が、<del>当該</del>会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。</p> <p>4.「利用者」とは、<del>前項の</del>利用登録が完了した会員をいいます。</p> <p>5.「登録情報」とは、利用者が<del>利用登録時に</del>両社に届け出たメールアドレス、秘密の合言葉（第2条第<b>6</b>5項に定めるものをいう）その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。</p> <p>6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合言葉、ワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）<del>および暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。</del></p> <p>7.「利用端末」とは、<del>利用者が本サービスを利用するために用いる</del>端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。</p> <p>8.「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモバイル端末認証（第5条第5項に定義する）を行うことによって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。</p> <p>9.「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと（カードごと）に生成される電磁的な情報をいいます。</p> <p>10.「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末のOSにかかるアカウントのID（以下「OSアカウントID」という。）に紐づくことをいいます。</p> <p><b>第2条（利用登録等）</b></p> <p>1. 利用登録<del>を行うことができる者の対象者は、</del>会員とします。</p> <p>2.<del>本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、メールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みものとします。</del><b>利用者として利用登録されるものとします。</b></p> <p>3.<del>本規定を承認した本サービスの利用登録がなされた会員は、併せて東武カードJ/Secure(TM)利用者規定に同意する</del><b>基づくJ/Secure(TM)の利用登録もなされるものとします。</b></p> <p>4.両社は、<del>前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあった利用登録に際して、</del>東武カードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という。）<del>およびパスワード</del>を発行します。</p> <p>—</p> <p><b>6</b>5.利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合言葉」という。）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。</p> <p><del>7</del><b>6.</b>利用登録は、東武カードごとに行うものとします。<del>パスワードを登録した場合、同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のパスワードは効力を失うものとします。</del></p> <p><del>8</del><b>7.</b>利用者は、<del>両社所定の方法により、原則として、</del>本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、<del>両社所定の東武カードについては任意の中止はできないものとします。</del><b>が特に認めた場合には、この限りではありません。</b></p> |

| 改定前   | 改定後   |
|---|---|
| <p><b>第5条（本サービスの利用方法）</b></p> <p>2.利用者は、本WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力し（以下「ログイン」という。）、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>3.前項にかかわらず、両社は、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>—</p> <p>5.両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。</p> <p><b>第7条（利用者の管理責任）</b></p> <p>1.利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、嚴重にその管理を行うものとします。</p> <p>2.利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>3.自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>4.利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。</p> <p>—</p> <p>—</p> | <p><b>第5条（本サービスの利用方法）</b></p> <p>2.利用者は、本WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力し<b>する方法で認証を行って本Webサイトにログインすること</b>（以下「ログイン」という。）<b>本規定等に従うこと</b>により、本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>3.前項にかかわらず、両社は、<b>ログインに際して</b>、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、<b>ログイン本サービスを利用</b>することができるものとします。</p> <p><b>5.利用者は、両社所定の方法によりパスワード登録がなされ、当該パスワード登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証（以下の各号のいずれかの方法による認証をいう）が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスワード認証を行い、ログインすることができるものとします。</b></p> <p><b>なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスワード登録は解除されるものとします。</b></p> <p><b>(1)利用端末を利用するために必要な暗証番号（以下「パスコード」という）を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法</b></p> <p><b>(2)利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法</b></p> <p><b>(3)前二号のほか、利用端末のOSを提供する事業者が定める認証方法</b></p> <p><b>6.利用者が別途定める東武カードアプリ利用特約で提供する東武カードアプリにログインしようとする場合であって、同利用特約第4条第2項に基づきログイン方法を選択している場合には、利用者がパスワード登録を行っている場合であっても、同特約第4条第2項に基づくログイン方法が適用されることとなります。</b></p> <p>57.両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。<b>ただし、パスワード認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します（なお、パスワード認証は利用者がパスワード登録を行った利用端末以外の端末（以下「他端末」という）においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。）。</b></p> <p><b>第7条（利用者の管理責任）</b></p> <p>1.利用者は、自己の認証情報（<b>利用者がパスワード登録を行っている場合には、パスコードならびにOSアカウントIDおよびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。</b>）が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、嚴重にその管理を行うものとします。</p> <p>2.利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>3.自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。<b>ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。</b></p> <p>4.利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。</p> <p><b>5.利用者はパスワード登録を行った場合、第5条第7項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製（クラウドサービス上に保存する行為を含む）するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等（以下「クラウドサービス等」という）において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等（ID・パスワードを含むが、それに限られない。）を嚴重に管理するものとします。</b></p> <p><b>6.利用者は暗号鍵を保存している端末を嚴重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。</b></p> |

| 改定前  | 改定後   |
|--|---|
| <p><b>第12条（個人情報の取扱い）</b></p> <p>1.利用者は、当社がメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとします。また、サービス提供会社であるJCBが下記(2)を本サービス運営のため利用することに同意するものとします。</p> <p>(1)宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること</p> <p>(2)業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること</p> <p>(3)市場調査を目的としたアンケート用 Eメールの配信に利用すること</p> <p>(4)統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）</p> <p>—</p> <p>—</p> <p><b>東武カードJ/Secure(TM)利用者規定</b></p> <p><b>第3条（J/Secure(TM)利用登録）</b></p> <p>1.会員がMyJCBサービスに利用登録する際その他両社所定の際に本規定に同意することをもって、会員のJ/Secure(TM)利用登録が完了します。</p> <p><b>第5条（認証方法）</b></p> <p>5.ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したメールアドレス宛に Eメールを送信する方法、または J/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ（SMS）を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は Eメールを送信する方法となります。</p> <p><b>第10条（J/Secure(TM)利用登録の解除等）</b></p> <p>1.J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure(TM)利用登録を解除することができます。</p> <p>2.両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者のJ/Secure(TM)利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure(TM)のサービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>(1)東武カードを退会した場合または東武カードの会員資格を喪失した場合</p> <p>(2)東武カードMyJCBサービスの利用登録が抹消された場合</p> <p>(3)本規定のいずれかに違反した場合</p> <p>(4)J/Secure(TM)利用登録時に虚偽の申告をした場合</p> <p>(5)その他両社が J/Secure(TM)利用者として不適当と判断した場合</p> <p>(6)第5条第4項に基づきJ/Secure(TM)利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日までに他の認証方法に変更がなされなかった場合</p> <p>3.第1項または第2項に基づき、J/Secure(TM)利用登録が解除された場合または J/Secure(TM)のサービス利用が停止された場合、当該会員は J/Secure(TM)参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があり、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。</p> | <p><b>第12条（個人情報の取扱い）</b></p> <p>1.利用者は、当社が Eメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとします。また、サービス提供会社であるJCBが下記(23)を本サービス運営のため利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) <b>本サービスを提供すること</b></p> <p>(12)宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること</p> <p>(23)業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること</p> <p>(34)市場調査を目的としたアンケート用 Eメールの配信に利用すること</p> <p>(45)統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）</p> <p><b>附則</b></p> <p><b>第1条第10項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。</b></p> <p><b>第3条（J/Secure(TM)利用登録）</b></p> <p>1.会員がMyJCBサービスに利用登録する際その他両社所定の際に本規定に同意することをもって、会員のJ/Secure(TM)利用登録が完了します。会員は、両社所定の方法により、J/Secure(TM)利用者としてJ/Secure(TM)利用登録されるものとします。</p> <p><b>第5条（認証方法）</b></p> <p>5.ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したメールアドレス宛に Eメールを送信する方法、または J/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ（SMS）を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は<b>Eメールを送信する方法となり、両社が登録情報に基づき設定するものとします。</b></p> <p><b>第10条（J/Secure(TM)利用登録の解除等）</b></p> <p><del>1.J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure(TM)利用登録を解除することができます。</del></p> <p>1.2両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者のJ/Secure(TM)利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure(TM)のサービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>(1)東武カードを退会した場合または東武カードの会員資格を喪失した場合</p> <p>(2)東武カードMyJCBサービスの利用登録が抹消された場合</p> <p>(3)本規定のいずれかに違反した場合</p> <p>(4)J/Secure(TM)利用登録時に虚偽の申告をした場合</p> <p>(5)その他両社が J/Secure(TM)利用者として不適当と判断した場合</p> <p>(6)第5条第4項に基づきJ/Secure(TM)利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日までに他の認証方法に変更がなされなかった場合</p> <p><b>23.前項第1項または第2項に基づき、J/Secure(TM)利用登録が解除された場合または J/Secure(TM)のサービス利用が停止された場合、当該会員は J/Secure(TM)参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があり、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。</b></p> |